

第4回 宜野湾市子ども・子育て会議

— 目 次 —

■量の見込みの補正等について……………	1
■計画の全体構成イメージについて……………	5
I. 計画の策定にあたって……………	5
II. 宜野湾市の子どもと子育て家庭の概況……………	7
III. 計画の基本的な考え方……………	8
IV. 計画の推進に向けて……………	12
■教育・保育事業の確保にあたっての考え方について……………	13
■地域子ども・子育て支援事業の確保にあたっての考え方について……………	21

平成 26 年 8 月 29 日

宜野湾市 福祉推進部 保育課
(株)都市科学政策研究所

■量の見込みの補正等について

(1) 教育・保育事業について

【学校教育分（1号認定分、2号認定のうち学校教育ニーズ分）】

- ・沖縄県においては、他県とは異なり公立幼稚園での5歳児入園が一般的であることから、国の手順通りに量の見込みを算出した場合、本来の3歳からの複数年保育ニーズが加味されていない懸念がある。そのため、前回会議における神里委員長からの指摘を踏まえ、学校教育ニーズ分について、3歳からの複数年保育のニーズを把握できるよう、工夫を行うものとする。
- ・なお、1号認定は、時点を問わず、“保育に欠けないもののうち、学校教育のみを希望する者”を抽出しており、3歳・4歳・5歳でニーズの差はさほどない。（5歳になった時点で幼稚園に入りたいと思っている方については、子どもが3歳であっても学校教育ニーズとして算出されるため、考え方によっては既に複数年保育のニーズになっていると言える。）
- ・2号認定のうち「学校教育ニーズ」については、3～5歳で保育を必要とする者のうち、“学校教育のみを利用している者”となっており、「左記以外」の部分は、それ以外（学校教育を利用していない者）となっている。
2号認定の「学校教育ニーズ」については、利用実態を捉えているので、結果として3・4歳のニーズ量と5歳のニーズ量で大きな差が生じることとなる。（上記のイメージ参照。年齢別に分けると3・4歳と量と5歳で大きな差があることがわかる。）これは、5歳になったら幼稚園就園という沖縄県の公立幼稚園の特殊事情がそのまま反映された結果となっている。

○具体的な補正の実施手順等

- ・1号認定は補正を行わない。
- ・2号認定について、複数年保育のニーズがどの程度あるのかは何とも言えないが、“学校教育のみを利用している者”ではなく、“学校教育のみを希望する者”を拾ってやることによって複数年保育のニーズ量としての算出を試みる。

【3号認定のうち、0歳児分】

- ・ 3号認定のうち、0歳児について育休中か否かに関わらず量の見込みにカウントされてしまい、実態に合わないものとなっている。
- ・ 前回会議において、「0歳のうちは育休を希望する者」については控除を行ったが、この間、国から補正の考え方（4つの乖離要因と補正の考え方）が示されてきている。

【国から示された補正内容】

- ①現在の育児休業取得状況の考慮
- ②「1歳から必ず利用できる事業があれば、1歳になるまで育児休業を取得したい」者の考慮（今後の保育サービスの拡充に伴う変動要素）
- ③1年超の育休取得の希望の考慮
- ④年度当初から年度末にかけて段階的に利用者が増加することを前提に、年間の平均的な利用者数を算出

○具体的な補正の実施手順等

- ・ 国の示した補正の内容を踏まえ、①～④の補正を実施。（①・②については、国が示した市部平均値は用いず、宜野湾市の値（アンケート結果）を基に算出。）

○補正結果（結果をわかり易くするために1歳ごとに集計したもの：H27年度のみ掲載）

<2号認定は前回のままで、3号認定の0歳児分について補正し直したもの>

市全体(暫定)	平成27年度(推計)児童数 7,227 人のうち											
	3-5歳： 学校教育のみ (1号)			3-5歳： 保育の必要性 あり(2号)			3-5歳： 保育の必要性 あり(2号)			0-2歳： 保育の必要性 あり(3号)	0-2歳： 保育の必要性 あり(3号)	0-2歳： 保育の必要性 あり(3号)
	3歳	4歳	5歳	3歳		4歳		5歳		0歳	1歳	2歳
	937 人			2,592 人						1,921 人		
児童の見込み (必要利用定員総数)	281 人	287 人	370 人	8 人	989 人	76 人	872 人	267 人	379 人	409 人	747 人	765 人

前回に比べ、0歳の保育ニーズ分が減少（190人程減）

<2号認定について幼稚園複数年保育ニーズを加味し、且つ3号認定の0歳児分について補正し直したもの>

市全体(暫定)	平成27年度(推計)児童数 7,227 人のうち											
	3-5歳： 学校教育のみ (1号)			3-5歳： 保育の必要性 あり(2号)			3-5歳： 保育の必要性 あり(2号)			0-2歳： 保育の必要性 あり(3号)	0-2歳： 保育の必要性 あり(3号)	0-2歳： 保育の必要性 あり(3号)
	3歳	4歳	5歳	3歳		4歳		5歳		0歳	1歳	2歳
	937 人			2,592 人						1,921 人		
児童の見込み (必要利用定員総数)	281 人	287 人	370 人	133 人	869 人	295 人	626 人	207 人	462 人	409 人	747 人	765 人

3・4歳の教育ニーズ分が増加し、保育ニーズ分が減少

(2) 地域子ども・子育て支援事業（保留となっていた2つの事業について）

【⑤一時預かり他】

※5-③預かり保育以外（保育所等での一時保育、トワイライトステイ、病児・緊急対応強化型事業を除くファミリー・サポート・センター事業）

・量の見込み算出にあたっては、「保育所等での預かり保育」と「トワイライトステイ」、「ファミリー・サポート・センター（病児等対応を除く就学前児童）」の3つの事業の量の見込みが一括りにされており、妥当性の検証が難しい状況にある。

そのため、各事業のニーズを個別に算出していけないかを検討したが、算定手順上、それぞれの事業単位で量の見込みを出すことが困難であることに加え、国においては量の見込みについて、3つの事業を一括りにした形で求めてきており、確保方策の数値についても同じ形で示していくことを求めている。また、この間、新たな補正の考え方が国から示されてきていることから、国の考え方にに基づき補正を行うものとする。

【国から示された補正内容】

①「全ての家庭類型」を対象としていたが、定期的に保育サービスを利用している者については「保育所等における一時保育」を利用する事は考えにくいことから、定期的に保育サービスを利用している者を除いて算出を行う。

②一時預かり事業等を利用しておらず、その理由として“特に利用する必要がない”と回答した割合に相当する人日を控除。

○具体的な補正の実施手順等

・①の補正内容については既に対応済みであることから、②の補正を実施する。

○補正結果

※前回の値

<5-③上記以外(保育所等での一時保育、トワイライトステイ、病児・緊急対応強化型事業を除くファミリー・サポート・センター事業)>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	31,545 (人日)	31,736 (人日)	31,664 (人日)	31,555 (人日)	31,469 (人日)
参考値：利用者数	1,376 (人)	1,386 (人)	1,385 (人)	1,382 (人)	1,380 (人)



※補正結果

<5-3.上記以外(保育所等での一時保育、トワイライトステイ、病児・緊急対応強化型事業を除くファミリー・サポート・センター事業)>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	4,742 (人日)	4,778 (人日)	4,742 (人日)	4,763 (人日)	4,755 (人日)
参考値：利用者数	391 (人)	394 (人)	394 (人)	393 (人)	392 (人)

【⑥病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター（病児・病後児）】

・量の見込みは「病児・病後児保育」と「ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業）」が一括りにされており、量の見込みの妥当性の検証が難しい状況にある。（どちらかのニーズが過大なのか、両方のニーズが過大なのか等）

そのため、各事業のニーズを個別に算出していけないかを検討したが、算定手順上、それぞれの事業単位で量の見込みを出すことが困難であることに加え、国においては量の見込みについて、2つの事業を一括りにした形で求めてきており、確保方策の数値についても同じ形で示していくことを求めている。また、この間、新たな補正の考え方が国から示されてきていることから、国の考え方にに基づき補正を行うものとする。

【国から示された補正内容】

- ①「病児・病後児の発生頻度」について、現在のキャンセル率をかける。
- ②「日常的・緊急的に祖父母等に見て貰える」と回答した割合に相当する人日を控除。

○具体的な補正の実施手順等

- ・①の補正内容については、宜野湾市におけるキャンセル率の把握が困難であることから、国が示した既存の調査結果*よりキャンセル率25%を採用。
*「病児・病後児保育の実態把握と質向上に関する研究」（平成25年度厚生労働科学研究費補助金）
- ・②については、アンケートより「日常的・緊急的に祖父母等に見て貰える」と回答した割合に相当する人日を控除。

※前回の値

6. 病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター（病児・病後児）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	5,470（人日）	5,512（人日）	5,507（人日）	5,494（人日）	5,485（人日）
参考値：1日平均利用者数	18（人）	18（人）	18（人）	18（人）	18（人）



※補正結果

6. 病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター（病児・病後児）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	763（人日）	769（人日）	768（人日）	766（人日）	765（人日）
参考値：1日平均利用者数	3（人）	3（人）	3（人）	3（人）	3（人）

■計画の全体構成イメージについて

※以下は、国の示した計画書の構成内容を元に、「宜野湾市子ども・子育て支援事業計画」の構成イメージとして作成したものです。

※現時点の内容たたき台であり、今後の議論を踏まえて位置づけていくこととなります。

I. 計画の策定にあたって

1. 背景と目的

沖縄県を含め全国的に、世帯規模の縮小や女性の社会進出等が著しく進み、国民の生活価値観が多様化する一方、地域社会の共同体的システムが弱体化していくなど、「子ども達が生まれ育つ家庭環境や地域社会の環境」が大きな変化をとげてきています。加えて、出生率の低下による少子化がもたらす社会構造（人口構成）のアンバランスな状況は、社会の安定的な発展を阻む要因として問題視されています。

国においては、子ども達の健やかな成長を社会ぐるみで支援するため、「エンゼルプラン」等の少子化対策を次々と打ち出しており、平成 15 年 7 月には、「次世代育成支援対策推進法」が成立し、地方公共団体、事業主等による次世代育成支援行動計画の策定が義務付けられました。

平成 19 年度には「新待機児童ゼロ作戦（～希望するすべての人々が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指して～）」が示され、“働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）”、“「新たな次世代育成支援の枠組み」の構築”を車の両輪として進めていくこととしています。

こうした対策が一定の成果をあげる一方で、待機児童の解消、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供、地域の子育て支援の充実等の課題が改めて確認され、平成 22 年 1 月に子ども・子育て支援の総合的な対策である「子ども・子育てビジョン」が策定されています。同ビジョンでは、子どもが主人公（チルドレンファースト）であると位置付け、「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ考え方を転換し、社会全体で子どもと子育てを応援する社会の実現を目指すとしています。同ビジョンに基づき、新たな子ども・子育て支援のための制度である「子ども・子育て新システムの基本制度」についての検討がなされ、それを基本とした「子ども・子育て支援法」等関連 3 法が平成 24 年 8 月に成立しました。これにより、地域の実情に応じた子ども・子育て支援を総合的に推進することとなり、市町村においては、子育て等支援策を定めた子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。

宜野湾市においては、西海岸地区等急速に市街化が進展する中で社会的保育を必要とする児童が増加し、多様な保育ニーズに対応することが課題となり、今日なお大きな課題となっています。そうした中で、宜野湾市では平成 10 年度に「宜野湾市すこやかプラン（児童育成計画）」を策定し、平成 16 年度、21 年度には、次代を担う子どもとすべての子育て家庭の支援策として「宜野湾市次世代育成支援行動計画」を策定し、待機児童の解消をはじめ多様な保育ニーズへの対応に向けた取り組みを進めてきました。さらに、この間平成 11 年度には「宜野湾市待機児童解消計画」にも取り組み、待機児童の早期解消等に力を

注いできました。そうした中、「宜野湾市次世代育成支援行動計画（後期）」が、平成26年度で期間満了となり、新たな計画として「宜野湾市子ども・子育て支援事業計画」が策定されることとなりました。

「宜野湾市子ども・子育て支援事業計画策定業務」は、平成27年度からの『子ども・子育て支援新制度』の実施に向け、本市における保育サービス等の現状の把握を行うとともに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望を把握するためのニーズ調査を実施し、ニーズ調査等を踏まえた「量の見込み」の算定及び将来の「教育・保育等の確保対策」を位置づけるものです。

2. 計画の性格

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画であり、法の示す基本理念および子ども子育て支援の意義を踏まえ策定するものです。

[子ども子育て支援法の基本理念]

○子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

○子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

○子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

3. 計画の期間

この計画は、子ども・子育て支援新制度がはじまる平成27年度を初年度とし、平成31年度までの5か年間を計画期間とします。

Ⅱ. 宜野湾市の子どもと子育て家庭の概況

1. 子どもをめぐる状況

※これまでの会議資料等より現況データを整理

2. アンケート結果の概要

※ニーズ調査報告書より抜粋整理

3. 次世代育成支援行動計画の総括

※各施策の点検結果より、柱ごとに整理（各課への点検シートより把握）

Ⅲ. 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

本市においてはこれまで、全ての子育て家庭を対象とし、今後進めていく子育て支援に関する長期的・総合的な指針として、次世代育成支援行動計画を策定し、子どもと子育て家庭への支援を推進してきました。

今後においても、時代を担う子ども達の夢と生きる力を育むとともに、子育て世代やこれから子育てをしようとする若者世代が将来に希望を持ち、宜野湾市で子どもを生み育てたいと思えるような街にしていくため、家庭や地域、行政等が協働で環境づくりに取り組んでいくものとし、基本理念を次のように設定します。

<基本理念（案）>

「子どもが、親が、地域で生きる喜びを実感できる街 ぎのわん」

2. 基本的考え方

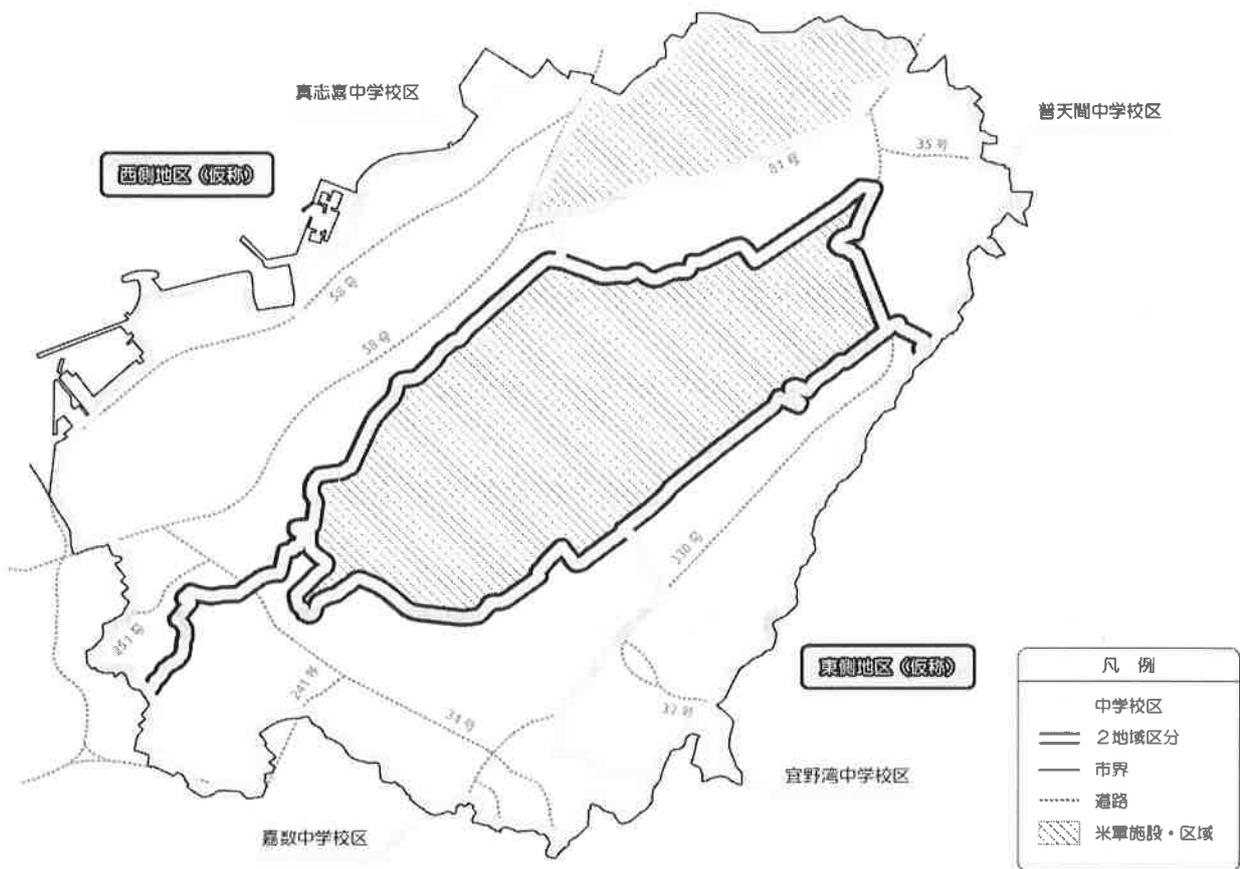
子ども・子育て支援新制度における三つの目的である「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」を踏まえつつ、以下に基本的考え方を示します。

- 子どもの視点に立ち、主体的な成長を支える街づくり
- 安心して子を生み育て、生きる喜びを実感できる街づくり
- 地域コミュニティの再生によるふれあいの街づくり

3. 教育・保育提供区域の設定

『教育・保育事業』については、本市の道路交通状況等や他計画との整合性を踏まえ、中学校区を東西で2区域に分けた区域を基本に「教育・保育提供区域」の設定を行っていくものとし、

なお、『地域子ども・子育て支援事業』に係る事業量の検討にあたっては、13事業のうち、放課後児童クラブ、一時預かり、延長保育事業については上記の「教育・保育提供区域」（2区域）、それ以外の事業については市全体を1つの区域としていくものとし、



4. 計画の基本目標（骨子）

1) 教育・保育や子育て支援の質の向上と安定的な提供

①幼児期の学校教育・保育の充実

<必須記載事項として>

- 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策
 - ・認定こども園、保育所、幼稚園
 - ・小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業
- 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方
- 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続（保幼小連携）の取組みの推進
- 保幼小連携、0～2歳に係る取組みと3～5歳に係る取組みの連携

<任意記載事項として>

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

②多様な子育て支援サービスの充実

<必須記載事項として>

- 利用者支援事業の量の見込みと確保方策
- 時間外保育事業の量の見込みと確保方策
- 子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策
- 一時預かり事業の量の見込みと確保方策
 - ・幼稚園在園児対象型（1号・2号）
 - ・上記以外の一時的預かり事業（預かり保育、就学前児童のファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業）
- 病児保育事業の量の見込みと確保方策
- ファミリー・サポート・センター事業（就学後）の量の見込みと確保方策

<その他の関連事項として>

- 休日保育、夜間保育等の対応

③子どもの居場所づくり

<必須記載事項として>

- 放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策

<その他の関連事項として>

- 児童センターの充実

- 放課後子ども教室の充実
- 夜間学童の対応

2) 健やかで切れ目のない子どもの成長支援

①母子保健の充実

<必須記載事項として>

- 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保方策
- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の量の見込みと確保方策

②気になる子・障がい児支援の充実

<任意記載事項として>

- 障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実

3) 子育てしやすい社会環境の整備

①児童虐待の防止に向けた対策の推進

<必須記載事項として>

- 養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策
- 要保護児童対策地域協議会その他のものによる要保護児童等に対する支援に資する事業（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）

<任意記載事項として>

- 児童虐待防止対策の充実

②ひとり親家庭への自立支援

<任意記載事項として>

- 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

③仕事と家庭の両立支援の推進

<任意記載事項として>

- 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- 仕事と子育ての両立のための基盤整備

IV. 計画の推進に向けて

- 推進体制の充実
- 関係機関・団体等への周知
- 市民参加による点検・評価

■教育・保育事業の確保にあたっての考え方について

※教育・保育事業の量の見込みに対する確保方策を検討する上で、前提や検討の視点、事業の優先順位について検討を進めていくため、以下に考え方のたたき台を示します。

【検討の前提として】

教育・保育事業の確保にあたっては、その前提として、子ども・子育て支援新制度における三つの目的である「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」を念頭におきつつ、地域の実情に応じて計画内容を位置づけていくものであり、そうした考え方に留意しつつ検討を行っていくものとします。

【確保方策検討の視点】

①待機児童の解消に向けた取組の検討

宜野湾市においては、待機児童の解消に向け、この間入所定員増等を進めてきましたが、なお、市民の保育ニーズが一定程度みられることから、その受け皿の確保が求められます。

本市においては、今後も共働き世帯の増加等による保育需要の増加が一定程度想定されます。一方で本市においても少子化の進展も見込まれ、これまでと同様に認可保育所の定員増を進めていくと、将来的に保育施設の供給が過剰となることが予想されます。また、本市の地理的条件として、市の中央部に普天間基地が存在する中、施設整備のための用地確保が困難な状況となっています。こうしたことから、今後の保育需要への対応としては、認可保育所等の「特定保育施設」による受け皿確保を中心としながら、保育の質の担保にも留意しつつ、小規模保育事業や家庭的保育事業等からなる「地域型保育事業」による受け皿確保も並行して検討し、ニーズの増減に対して柔軟に対応していく必要があります。

また、新計画においては、認定こども園の整備推進を検討することとなっており、待機児童の解消も視野に入れつつ、認定こども園の整備の可能性を検討し、こども園の位置づけを明確にしていくことが求められます。

加えて、保育士の成り手不足が深刻化しつつあり、確保方策を検討する上でも大きな課題となっていることから、県の行う確保方策等と連携しつつ、潜在保育士の確保・育成や、その活用に向けた条件整備等に取り組んでいく必要があります。

②幼稚園教育における本県の特殊事情への対応

本県にあっては、米軍統治下であったため児童福祉法が適用されず、全国に比べて保育所整備が遅れたことと併せ、戦後にアメリカ型の教育の仕組みが導入された経緯から公立幼稚園の整備が進んでいます。その結果、小学校就学前の5歳児において集団教育に慣れさせるため公立幼稚園に就園させることが一般的なものとなっており、保育を必要とする場合であっても幼稚園への就園を選択する機会が多い状況にあります。また、3歳児からの複数年保育は私立幼稚園に限られているなど、幼稚園を取り巻く状況が全国とは大きく異なっています。

近年、全国的に小1プロブレムが課題となる中、5歳児への義務教育の適用について検討がはじまるなど、幼児教育の重要性が叫ばれています。そうした中、共働き家庭やひとり親家庭の増加等に伴い保育を必要とする児童が増加しており、幼稚園就園に際しても午後の預かり保育に対するニーズが高まっています。

そのため、学校教育ニーズについて、“幼稚園複数年保育の検討”や“預かり保育の充実”及び“認定こども園の整備”等も含めた対応を検討していくことが求められます。

【確保に向けた基本方針】

本市の教育・保育事業にあっては、待機児童の多い本市の状況を鑑み、0歳から就学前までを受け入れることのできる保育の受け皿の確保を図るとともに、教育と保育を一体的に提供することのできる認定こども園の設置について重点的に進めていくものとします。また、それらで解消できない保育ニーズについて、地域型保育事業による受け皿確保を検討していきます。

なお、こどもの最善の利益を保障する意味において、保育の質の担保についても十分に留意し、具体的方策の優先順位を定めていくものとします。

【確保に向けた方策】

①認可保育所の整備拡充

- ・既存の認可保育所について、分園設置をはじめ、園舎老朽化に伴う改築に併せて定員増の促進・支援を図ります。
- ・新規認可保育所については、これまで待機児童の受け皿を担ってきた認可外保育施設からの移行を促進しつつ、多様な主体の参入にあたり、質の維持・向上が図られるよう努めます。

②公立幼稚園における複数年保育等の推進

- ・公立幼稚園については、小学校に併設されているなど恵まれた立地であることから、その特性等を活かし、複数年保育の充実に寄与するよう、園舎の建替えに際して施設の拡充を図っていくことを検討します。併せて、預かり保育についても充実に図ることを検討します。

③私立幼稚園との連携充実

- ・私立幼稚園については、新制度に参入していく場合も、これまで通り私学助成を選択する場合の何れにおいても、これまで以上に連携充実に努めていくものとします。
- ・また、認定こども園について情報交換・情報提供等を行う中で、移行の可能性を模索し、必要に応じ、移行を促進していくものとします。

④認定こども園の整備検討

- ・0歳から5歳までの切れ目の無い受け皿として、また、教育・保育のどちらのニーズにも応えられる施設として認定こども園の整備が期待されます。現時点では認定こども園への移行検討中となっており、具体的な施設数・定員については設定しにくいものの、引き続き検討を行い、働きかけを行っていくものとします。
- ・保育の質を担保する観点から、地方裁量型認定こども園については設定せず、幼保連携型・幼稚園型・保育所型の何れかについて検討していくものとします。

⑤小規模保育事業（A・B型）の確保検討

- ・低年齢児の受け皿が不足していることから、市内の小規模な認可外保育施設等に対して「小規模保育事業（A・B型）」への参入促進を働きかけるとともに、卒園後の受け皿等となる連携施設の確保を支援します。

- ・保育士の要件を満たすことができずにB型を選択した施設については保育士資格取得の支援等を図るなど、A型への移行を促進していくことにより、保育の質を担保していきます。

⑥家庭的保育事業の実施及び小規模保育事業（C型）の実施促進

- ・低年齢児の受け皿が不足していることから、家庭的保育事業の実施を図ります。実施にあたっては、沖縄県と連携し保育士等を募るとともに、ファミリー・サポート・センターに任せて会員等に対して家庭的保育者研修を実施し、家庭的保育者の養成を行います。
- ・家庭的保育事業・小規模保育事業（C型）への支援及び、児童の卒園後の受け皿等となる連携施設の確保を支援します。

⑦事業所内保育事業への参入促進

- ・事業所内保育所を有する市内の事業所に対し、「事業所内保育事業」への参入及び地域枠の確保を働きかけます。
- ・地域枠に関しては、卒園後の受け皿等となる連携施設の確保を支援します。

⑧居宅訪問型保育事業の実施促進

- ・重度の障がい等により集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児等に対し、1対1の保育を行う居宅訪問型保育事業について実施を図ります。実施にあたっては、保育士や家庭的保育者、看護師等を対象に、必要な研修等を開催し、事業の位置づけを踏まえた専門性の習得を行います。

※補正1:0歳の間、育休を希望する者を除外(国の補正の考え方を採用し、宜野湾市の数字を当てはめて修正したもの)
 補正2:2号認定の幼稚園ニーズについて、幼稚園“利用者”ではなく、学校教育“希望者”(問17で1・2・3・5の何れかを含んで4・6～11を回答していない者)を抽出。

■教育・保育の量の見込み(市全体):暫定値

⇒計画期間における量の見込み・確保の内容

市全体(暫定)	平成26年度				平成27年度(推計児童数: 7,727 人のうち)			平成28年度(推計児童数: 7,785 人のうち)			平成29年度(推計児童数: 7,778 人のうち)			平成30年度(推計児童数: 7,760 人のうち)			平成31年度(推計児童数: 7,747 人のうち)							
	3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)	3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)	3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)	3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)	3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)				
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外					
①量の見込み (必要利用定員総数)	人	人		人	937 人	2,592 人		1,921 人	948 人	2,623 人		2,011 人	954 人	2,641 人		1,999 人	951 人	2,630 人		1,986 人	954 人	2,639 人		1,974 人
②内 容 保 護 の 定 員	951 人	人	1,109 人	924 人	951 人	0 人	1,154 人	969 人	951 人	0 人	1,284 人	1,099 人	951 人	0 人	1,284 人	1,099 人	951 人	0 人	1,284 人	1,099 人	951 人	0 人	1,284 人	1,099 人
②-①	951 人	0 人	1,109 人	924 人	14 人	▲ 635 人	▲ 803 人	▲ 802 人	3 人	▲ 642 人	▲ 697 人	▲ 762 人	▲ 3 人	▲ 647 人	▲ 710 人	▲ 750 人	0 人	▲ 644 人	▲ 702 人	▲ 737 人	▲ 3 人	▲ 646 人	▲ 709 人	▲ 725 人

平成27年度の量の見込み(①)の合計: 5,450 人 平成28年度の量の見込み(①)の合計: 5,582 人 平成29年度の量の見込み(①)の合計: 5,594 人 平成30年度の量の見込み(①)の合計: 5,567 人 平成31年度の量の見込み(①)の合計: 5,567 人
 平成27年度の確保内容(②)の合計: 3,074 人 平成28年度の確保内容(②)の合計: 3,334 人 平成29年度の確保内容(②)の合計: 3,334 人 平成30年度の確保内容(②)の合計: 3,334 人 平成31年度の確保内容(②)の合計: 3,334 人

※現在、預かり保育利用者数を確認中。(確認後、預かり保育分を2号認定へ)

保育所分について定員を記載する必要があるが、H26.4月時点の「年齢別定員数」を把握するため、上記はH24.9月時点の年齢別定員数より記載。(H26の実績値に比べて140名程少ない値となっている。)

【量の見込み(①)について、学校教育ニーズ・保育所ニーズとして再掲】

参考:①の「学校教育ニーズ」 (1号+2号の学校教育ニーズ)	参考:①の「保育施設ニーズ」 (2号の学校教育ニーズ以外+3号)														
1,572 人	3,878 人	1,590 人	3,992 人	1,601 人	3,993 人	1,595 人	3,972 人	1,600 人	3,967 人						

【平成26年度の実績値】

参考:②の「学校教育分」 (1号+2号の学校教育分)	参考:②の「保育施設分」 (2号の学校教育分以外+3号)
951 人	2,033 人

【確保の内容(②)について、学校教育分・保育所分として再掲】

参考:②の「学校教育分」 (1号+2号の学校教育分)	参考:②の「保育施設分」 (2号の学校教育分以外+3号)														
951 人	2,123 人	951 人	2,383 人												

【量の見込みと確保内容の差(②-①)】

学校教育分	保育分	学校教育分	保育分								
▲ 621 人	▲ 1,755 人	▲ 639 人	▲ 1,609 人	▲ 650 人	▲ 1,610 人	▲ 644 人	▲ 1,589 人	▲ 649 人	▲ 1,584 人		

↑
市町村待機児童解消計画の兼ね合いで、宜野湾市は平成29年度には待機児童ゼロを達成することが求められている。

※②で想定した増加要因(現時点で想定する仮の値)

認可保育所の定員増	10 人	認可保育所の定員増	180 人 (分園4か所×45人定員を予定)	認可保育所の定員増	0 人	認可保育所の定員増	0 人	認可保育所の定員増	0 人
新規認可保育所の設置 (1か所)	80 人	新規認可保育所の設置 (1か所)	80 人	新規認可保育所の設置	0 人	新規認可保育所の設置	0 人	新規認可保育所の設置	0 人
地域型保育事業 (小規模保育事業AもしくはB型)	150 人	地域型保育事業 (小規模保育事業●型)	0 人	地域型保育事業 (小規模保育事業●型)	0 人	地域型保育事業 (小規模保育事業●型)	0 人	地域型保育事業 (小規模保育事業●型)	0 人

教育・保育施設の計画定員…2号1:3号1として設定 教育・保育施設の計画定員…2号1:3号1として設定
 小規模保育事業については意向調査結果からの暫定値
 (10園から希望あり。便宜上、各15名定員と想定。)

参考:宜野湾市における幼稚園・認可保育所利用者数
 ・平成25年4月1日現在の幼稚園入園児童数:1,076名(うち私立は348名)
 ・平成26年2月1日現在の認可保育所入所児童数:2,489名(※定員数については2,095名)

■地域子ども・子育て支援事業の確保にあたっての考え方について

※地域子ども・子育て支援事業について、以下に確保にあたっての考え方のたたき台及び確保数の暫定値を示します。

1. 時間外保育事業(延長保育)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	535 (人)	551 (人)	551 (人)	548 (人)	547 (人)
②確保の内容	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
②-①	▲ 535 (人)	▲ 551 (人)	▲ 551 (人)	▲ 548 (人)	▲ 547 (人)

平成25年度実績(参考): 利用実人員343人(公保26人、法保317人) / 延べ利用人数60,610人 / 23箇所(公保3箇所、法保20箇所)

【要検討】

※確保方策については保育所利用者に占める延長保育利用者の割合(約13.8%)をかけて算出していくものとする。(保育施設増加分の検討とリンクすることから、その設定を踏まえて延長保育の確保の値を設定。なお、13.8%は弾力化も含めた利用者数に占める延長保育利用者の割合のため、定員数に占める延長保育利用者の割合を算出する必要あり。)

2. 放課後児童健全育成事業(低学年+高学年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1,250 (人)	1,284 (人)	1,325 (人)	1,375 (人)	1,406 (人)
参考値: 低学年のみ	726 (人)	753 (人)	781 (人)	814 (人)	824 (人)
②確保の内容	914 (人)	1,039 (人)	1,164 (人)	1,289 (人)	1,414 (人)
②-①	▲ 336 (人)	▲ 245 (人)	▲ 161 (人)	▲ 86 (人)	8 (人)

平成26年度実績(参考): 利用実人員914人(公70人、私844人)

※現時点では、今後の新設や定員増については把握できていないが、放課後児童健全育成事業の周知を図るとともに、ニーズに応じて新設や定員増を働きかけるなど受け皿確保に努めるものとし、平成28年度以降に毎年125名分の増加を想定。

3. 子育て短期支援事業(ショートステイ)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	88 (人日)	89 (人日)	89 (人日)	89 (人日)	89 (人日)
参考値: 1日平均利用者数	0.29 (人)	0.30 (人)	0.30 (人)	0.30 (人)	0.30 (人)
②確保の内容	0 (人日)	0 (人日)	0 (人日)	0 (人日)	89 (人日)
②-①	▲ 88 (人日)	▲ 89 (人日)	▲ 89 (人日)	▲ 89 (人日)	0 (人日)

平成24年度実績(参考): 未実施

※現在、未実施であるが、平成25年3月に策定した「第二次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画」に基づき、平成31年度より実施をめざしていくものとする。(整備を計画している母子生活支援施設において実施を想定。)

4. 地域子育て支援拠点事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	7,575 (人回)	7,591 (人回)	7,546 (人回)	7,497 (人回)	7,456 (人回)
参考値：利用者数	924 (人)	926 (人)	920 (人)	914 (人)	909 (人)
②確保の内容	8 (箇所)				

平成24年度実績(参考)：延べ利用人数24,691人(公保2,061人、法保22,630人)／8箇所(公保1箇所、法保7箇所)

※現状の箇所数を維持しつつ、子育て家庭への周知を行い、利用促進を図るものとする。

5. 一時預かり他

<5-1.幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	8,622 (人日)	8,734 (人日)	8,769 (人日)	8,785 (人日)	8,803 (人日)
参考値：利用者数	306 (人)	310 (人)	311 (人)	312 (人)	313 (人)
②確保の内容	(人日)	(人日)	(人日)	(人日)	(人日)
②-①	▲ 8622 (人日)	▲ 8734 (人日)	▲ 8769 (人日)	▲ 8785 (人日)	▲ 8803 (人日)

平成24年度実績(参考)：利用実人員3人(公2人、私1人)、延べ利用人数641人日(公436人、私205人)／10箇所(公8箇所、私2箇所)

<5-2.2号認定による定期的な利用(預かり保育)>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	159,634 (人日)	161,571 (人日)	162,642 (人日)	161,983 (人日)	162,560 (人日)
参考値：利用者数	636 (人)	642 (人)	647 (人)	644 (人)	646 (人)
②確保の内容	(人日)	(人日)	(人日)	(人日)	(人日)
参考値：利用者数	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
②-①	▲ 159,634 (人日)	▲ 161,571 (人日)	▲ 162,642 (人日)	▲ 161,983 (人日)	▲ 162,560 (人日)

平成24年度実績(参考)：利用実人員233人(公139人、私94人)、延べ利用人数53,533人日(公31,976人、私21,557人)／16箇所(公8箇所、私8箇所)

【要検討】

※『2号認定による定期的な利用』については、教育・保育の2号(幼児期の学校教育の利用希望が強い)の確保方策との整合を図りながら検討する。(基本的に、平成31年度には全て確保できるようにする方向で検討していくものとする。)

※『在園児を対象とした一時預かり』については、実績値の再検証を行いつつ、量の見込みを検討。(現在の利用は、ほぼ毎日であり、不規則な利用に該当するのかが確認が必要。ただし、基本的に、平成31年度には全て確保できるようにする方向で検討していくものとする。)

<5-3.上記以外(保育所等での一時保育、トワイライトステイ、病児・緊急対応強化型事業を除くファミリー・サポート・センター事業)>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	4,742 (人日)	4,778 (人日)	4,742 (人日)	4,763 (人日)	4,755 (人日)
参考値：利用者数	391 (人)	394 (人)	394 (人)	393 (人)	392 (人)
②確保の内容	4,686 (人日)	4,704 (人日)	4,722 (人日)	4,740 (人日)	4,758 (人日)
②-①	▲ 56 (人日)	▲ 74 (人日)	▲ 20 (人日)	▲ 23 (人日)	3 (人日)

平成24年度実績(参考)：①特定保育事業(法保育所のみ実施)⇒延べ利用人数3,511人/4箇所
 平成24年度実績(参考)：②保育所での一時保育(法保育所のみ実施)⇒延べ利用人数3,918人/4箇所
 平成24年度実績(参考)：③ファミリー・サポート・センター(就学前児童の預かり対応のみ)⇒延べ利用人数768人
 ※トワイライトステイについては未実施

※保育所において、現状では特定保育と一時保育の両方でニーズに対応している状況にあるが、一時保育分をベースに確保方策を検討。これにファミリー・サポート・センター事業分(就学前児童の預かりに関する実績値分)を加えたものを確保の内容として見込む。ニーズに応じて受け皿確保に努めるものとし、平成28年度以降、各年18人日分の増加を図っていくものとする。

なお、現在、トワイライトステイについては未実施であるが、平成25年3月に策定した「第二次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画」に基づき、平成31年度より実施をめざしていくものとする。(整備を計画している母子生活支援施設において実施を想定。)ただし、数値については見込むことが難しいため、計上は行わない。

6. 病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター(病児・病後児)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	763 (人日)	769 (人日)	768 (人日)	766 (人日)	765 (人日)
参考値：1日平均利用者数	3 (人)	3 (人)	3 (人)	3 (人)	3 (人)
②確保の内容	698 (人日)	715 (人日)	732 (人日)	749 (人日)	766 (人日)
②-①	▲ 65 (人日)	▲ 54 (人日)	▲ 36 (人日)	▲ 17 (人日)	1 (人日)

平成24年度実績(参考)：①病児・病後児保育⇒延べ利用人数664人

平成24年度実績(参考)：②ファミリー・サポート・センター(就学前児童の病児対応のみ)⇒延べ利用人数34人

※病児・病後児保育について、現在の箇所数(1か所)を維持しつつ、市民への周知により登録人数を増やしていくとともに、ファミリー・サポート・センターについて病児・病後児対応を行える会員の育成及び市民への周知を図り、毎年17人日ずつ利用が増加することを想定。

7. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)(就学児のみ)

<低学年>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	168(人日)	174(人日)	181(人日)	188(人日)	191(人日)
②確保の内容	77(人日)	105(人日)	133(人日)	161(人日)	189(人日)
②-①	▲91(人日)	▲69(人日)	▲48(人日)	▲27(人日)	▲2(人日)

平成24年度実績(参考):ファミリー・サポート・センター(低学年児童の預かり分のみ)⇒延べ利用人数77人

<高学年>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	0(人日)	0(人日)	0(人日)	0(人日)	0(人日)
②確保の内容	1(人日)	1(人日)	1(人日)	1(人日)	1(人日)
②-①	1(人日)	1(人日)	1(人日)	1(人日)	1(人日)

平成24年度実績(参考):ファミリー・サポート・センター(低学年児童の預かり分のみ)⇒延べ利用人数1人

※就学児の預かりニーズに対応するため、ファミリー・サポート・センターの周知を図るものとし、低学年については毎年28人日ずつ利用が増加することを想定。高学年については、実績値がニーズを上回っていることから現状維持とする。

8. 利用者支援事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	-(箇所)	-(箇所)	-(箇所)	-(箇所)	-(箇所)
②確保の内容	(箇所)	(箇所)	(箇所)	(箇所)	(箇所)
②-①	0(箇所)	0(箇所)	0(箇所)	0(箇所)	0(箇所)

参考:平成25年度より子育て支援相談員を1名配置。

【要検討】

※計画期間内に少なくとも1か所は設置していくものとして検討を行う。
 ※どの様な形態としていくことが望ましいか、子ども・子育て会議においても方向性についてご意見をうかがいたい。

9. 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

10. 養育支援訪問事業

11. 妊婦健診

※量の見込みと同数を確保内容として設定していくものとする。